

掛川市条例第16号

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年掛川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改め、同条の表を次のように改める。

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域の区域	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域の区域（以下「工業・工専区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項に基づく実施計画により定められた区域、内陸フロンティア推進区域として県知事が指定した区域、菖蒲ヶ池1の1、1の96から1の98まで、1の107、1の110、1の112、100の1、100の2、100の5、101の1、101の2、102から104まで、237の34、逆川653の1、653の3、653の4、653の7、653の10、653の11及び653の13から653の19まで（以下「特定区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない区域（特定区域を除く。）	100分の10以上	100分の15以上

第4条中「、当該特定工場の敷地が前条に規定する区域のいずれかに存する場合にあっては」を削る。

第5条第2項中「第3種区域」を「工業・工専区域」に改める。

附則第2項中「（以下「既存工場等」という。）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。